

向日市まちづくり審議会について（向日市まちづくり条例抜粋）

<根拠条例>

●向日市まちづくり条例（向日市まちづくり審議会）

第8条 まちづくりの推進に関する事項を調査、審議するため、向日市まちづくり審議会(以下「まちづくり審議会」という。)を置く。

2 まちづくり審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議し、又は意見を述べることができる。

- (1) 地区まちづくり計画に関する事項
- (2) テーマ型まちづくり計画に関する事項
- (3) 都市計画マスタープランの変更に関する事項
- (4) 都市計画提案に関する事項
- (5) その他まちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

3 まちづくり審議会は、7人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、市長が委嘱し、又は選任する。

6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、まちづくり審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

●向日市まちづくり条例施行規則（向日市まちづくり審議会の組織及び運営）

第7条 まちづくり審議会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者3人以内
- (2) 市民等2人以内
- (3) 関係行政機関の職員2人以内

2 まちづくり審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 まちづくり審議会は、会長が必要と認めるときに、これを招集する。

6 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の14日前までに議案を添えて会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

7 まちづくり審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 まちづくり審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

9 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

10 まちづくり審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、まちづくり審議会の運営について必要な事項は、会長がまちづくり審議会に諮って定める。

向日市まちづくり審議会委員名簿

(敬称略)

分類		所属団体等	氏名
1号委員 (学識経験者)	建築関係	関西大学 環境都市工学部建築学科 教授	おか えりこ 岡 絵理子
	都市計画	龍谷大学政策学部 教授	あ べ だいすけ 阿部 大輔
	農業・環境	京都先端科学大学 工学部機械電気システム工学科 教授	おき かずお 沖 一雄
2号委員 (市民等)	市民公募	会社役員	かねだ ゆきこ 金田 由紀子
	市民公募	自営業	おかざき たかし 岡崎 享
3号委員 (行政委員)	建築・行政関係	京都府 乙訓土木事務所 建築住宅課 課長	ないとう よしたつ 内藤 良辰
	行政一般	向日市 ふるさと創生推進部 部長	の だ まり 野田 真里

委嘱期間 令和6年6月1日 ～ 令和8年5月31日